

2025 年 6 月 1 日

関係者 各位

日本ライフセービング協会
救助救命本部

熱中症対策義務化に伴う労働安全衛生法改正と参考掲示物について

令和 7 年（2025 年）6 月 1 日、改正労働安全衛生法が施行され、企業に対して「熱中症対策の実施」が法律上の義務になりました。これにより、ライフセービングに関わる事業者は、暑熱環境で働くライフセーバーの健康を守り、熱中症の発症・悪化を防止するための具体的な措置を講じる必要があります。今回の改正は「刑罰を伴う義務」として定められるため、事業者には早急な対策が求められます。

下記に、労働安全衛生法の改正による熱中症対策の義務化について解説と共に、参考掲示物を紹介します。

記

1. 労働安全衛生法施行規則第 612 条の 2 に熱中症対策が定められた内容

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

2. 熱中症対策が必要な事業所

熱中症対策をしなければならないのは「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うとき」であるとされます。その内容については厚生労働省労働基準局長通達「基発 0520 第 6 号（令和 7 年 5 月 20 日）」労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について、において次のように示されています。

内容	定義
熱中症	高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称
暑熱な場所	湿球黒球温度（WBGT）が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。
暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業	上記の場所において、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業

3. 具体的な対策

- （１） 対策１：熱中症若しくは疑いのあるライフセーバーの報告体制を整備し周知すること
熱中症対策の１つめは、労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 1 項が定める、熱中症が生じた場合の報告体制を整備し、周知することです。事業所において誰に報告するか連絡先を決めておき、事業所内の目の触れるところに掲示する、電子メールで送付する、文書にして配布するといった方法で周知します。別紙活用願います。

- （２） 対策２：熱中症の悪化防止措置を準備し周知すること

熱中症対策の２つめは、労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 2 項が定める、熱中症の悪化防止措置を準備し、周知することです。熱中症の悪化防止措置として、次のことが定められています。

- 当該作業からの離脱
- 身体の冷却
- 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置

当通知の別紙に、熱中症のおそれがある人に対する処置の例をフローにしたものを示しています。これを参考に現場の実情に合わせた防止措置を策定しましょう。策定された熱中症悪化防止措置についても、周知する必要があります。

4. 事業所が熱中症対策を怠った場合のペナルティ

- （１） 熱中症対策を怠ったとして安全配慮義務違反を理由に損害賠償請求される
（２） 熱中症対策義務違反によって行政処分を受ける
（３） 熱中症対策義務違反によって刑事罰を受ける

5. まとめ：事業所は早急に熱中症対策の確認を

2025 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生法によって、事業所の熱中症対策が法的義務へと大きく変わりました。WBGT 基準値に基づいたリスク評価や、冷却措置・報告体制・初期対応マニュアルの整備といった具体的な対応が求められます。これを怠れば行政処分や刑事罰の対象になります。まだ対策を講じていない場合は、速やかに対応に着手することが求められます。

この法改正に至った経緯は、過去の熱中症による労働災害や死亡事例が多く、初期対応の遅れが原因とされているためです。

各地域クラブや都道府県協会にあっては、監視救助事業等のすべてのライフセービングにおいて、ライフセーバーとの雇用関係の有無に関わらず、熱中症のリスクがあるライフセーバーなどを早期に発見し、適切に対処する体制整備として「3.具体的な対策」に示した対策を講じることを推奨します。

問合せ先

日本ライフセービング協会 事務局 担当 中山 宛

〒105-0022 東京都港区海岸 2 丁目 1 番 16 号 鈴与浜松町ビル 7 階

TEL : 03-6381-7597 (12:00-18:00) E-mail : nakayama@jla.gr.jp

熱中症の恐れのある者に対する処置の例

